

○厚生労働省令第七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和三年一月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇六十五 (略)</p> <p>六十六 (略)</p> <p>六十七 エチル 二― 「一― (五―フルオロペンチル)― 一H― インダゾール― 三―カルボキサミド― 三・三―ジメチルブタ ノアート及びその塩類</p> <p>六十八 (略)</p> <p>六十九〇九十七 (略)</p> <p>九十八 (略)</p> <p>九十九 四― (シクロプロピルカルボニル)― N・N―ジエチル ― 七―メチル― 四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロイン ドロ「四・三―f g」キノリン― 九―カルボキサミド及びその 塩類</p> <p>百 (略)</p> <p>百一〇二百四十六 (略)</p> <p>二百四十七 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇六十五 (略)</p> <p>六十六 エチル 二― 「一― (四―フルオロベンジル)― 一H― インダゾール― 三―カルボキサミド― 三―メチルブタノア― ト及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>六十七 エチル 二― 「一― (五―フルオロペンチル)― 一H― インダゾール― 三―カルボキサミド― 三―メチルブタノア― ト及びその塩類</p> <p>六十八〇九十六 (略)</p> <p>九十七 N・N―ジエチル― 五―メトキシトリプタミン及びその 塩類</p> <p>(新設)</p> <p>九十八 二― 「一― (シクロヘキシルメチル)― 一H― インダゾ ール― 三―カルボキサミド― 三―メチルブタン酸及びその塩 類</p> <p>九十九〇二百四十四 (略)</p> <p>二百四十五 メチル 二― 「一― (四―フルオロベンジル)― 一</p>

二百四十八 メチル||二―「一―(四―フルオロベンジル)―
H―インドール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノア
ート及びその塩類

二百四十九 (略)

二百五十 (略)

二百五十一 (略)

二百五十二 メチル||三―メチル―二―「一―(ペンタ―四―エ
ン―イール)―H―インドール―三―カルボキサミド」ブ
タノアート及びその塩類

二百五十三 (略)

二百五十四～二百九十四 (略)

H―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブ
タノアート及びその塩類
(新設)

二百四十六 メチル||二―「一―(五―フルオロペンチル)―
H―インドール―三―カルボキサミド」―三―フェニルプロパ
ノアート及びその塩類

二百四十七 (略)

二百四十八 三―メチル―二―(四―メチルフェニル)モルフォ
リン及びその塩類
(新設)

二百四十九 メチル||三―メチル―二―(一―ペンチル―H―
インダゾール―三―カルボキサミド)ブタノアート及びその塩
類

二百五十～二百九十 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。